（地籍整備室並びに地理空間情報活用推進官及び国土調査企画官）

第四十二条の三　地理空間情報課に、地籍整備室並びに地理空間情報活用推進官及び国土調査企画官それぞれ一人を置く。

2　地籍整備室は、地籍調査その他の地籍整備に関する事務（国土調査企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　地籍整備室に、室長を置く。

4　地理空間情報活用推進官は、命を受けて、地理空間情報課の所掌事務のうち地理空間情報の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関するものをつかさどる。

5　国土調査企画官は、命を受けて、地理空間情報課の所掌事務のうち国土調査に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関するものをつかさどる。

（削る）

（不動産投資推進室及び不動産市場企画調整官）

第四十三条の二　不動産市場整備課に、不動産投資推進室及び不動産市場企画調整官一人を置く。

2　不動産投資推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　不動産投資の推進に関すること。

3　不動産投資推進室に、室長を置く。

4　（略）

（入札制度企画指導室、建設業適正取引推進指導室及び建設業技術企画室並びに紛争調整官）

第四十三条の三　建設業課に、入札制度企画指導室、建設業適正取引推進指導室及び建設業技術企画室並びに紛争調整官一人を置く。

2～7　（略）

（削る）

8　（略）

（地理空間情報活用推進官）

第四十二条の三　情報活用推進課に、地理空間情報活用推進官一人を置く。

（新設）

（新設）

2　地理空間情報活用推進官は、命を受けて、情報活用推進課の所掌事務のうち地理空間情報の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に係るものをつかさどる。

（新設）

（国土調査企画官）

第四十二条の六　地籍整備課に、国土調査企画官一人を置く。

2　国土調査企画官は、命を受けて、地籍整備課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

（不動産投資市場整備室及び不動産市場企画調整官）

第四十三条の二　不動産市場整備課に、不動産投資市場整備室及び不動産市場企画調整官一人を置く。

2　不動産投資市場整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　不動産投資市場の整備に関すること。

3　不動産投資市場整備室に、室長を置く。

4　（略）

（入札制度企画指導室、建設業適正取引推進指導室及び建設業技術企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官）

第四十三条の三　建設業課に、入札制度企画指導室、建設業適正取引推進指導室及び建設業技術企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

8　建設業政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（大臣官房並びに国際市場課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　建設業に係る産業構造の改善対策及び建設工事の下請契約の適正化に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

9　（略）